

保管場所使用権原疎明書面(自認書)

証明申請・届出 に係る保管場所である 土地・建物 は、私の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

※1 車庫が建物と一体となって築造されていて、かつその築造された車庫が自己所有の場合は「建物」に丸印を付けます。

※2 対象の土地・建物が他の人と共有の場合、他の共有者全員の
使用承諾書が必要です

令和 年 月 日
〒 ()

住所

() 局 番

氏名

※押印は不要です

注: 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○をつけてください。

2 土地・建物については、どちらか当てはまる方(両方当てはまる場合は両方)に○をつけてください。